

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律に基づき、待機児童「先取り」プロジェクト関連事業や、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）を拡充する事業の実施に必要な経費に充てるための交付金を交付し、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。 <平成23年度予算案：500億円>

《子育て支援交付金 交付対象事業》

〔国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業〕

平成22年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

〔次世代育成支援対策推進事業〕

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の事業。

（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」。）。

〔地方独自の子育て支援推進事業〕

市町村独自の子育て支援事業の新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、幅広い取組を推進する。

- ① 地域の実情を踏まえて市町村が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業
- ② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分
- ③ 従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の児童人口配分による事業

《交付対象外》

- ・金銭給付（利用者負担軽減は対象）
- ・既存の地方単独事業への財源充当
- ・国の他の補助金等の対象経費
- ・国の他の補助金等の地方負担分への充当
- ・新たに、「認可外保育施設運営支援事業」の実施要件を満たさない認可外保育施設への新たな運営費助成
- ・施設整備を目的とする事業

〔子育て支援環境整備事業〕

従来の児童育成事業のうち、民間児童館の活動推進や児童委員等の研修、母親クラブなど地域組織の活動を支援する以下の事業。

- 民間児童館活動事業
- 児童福祉施設併設型民間児童館事業
- 地域子育て環境づくり支援事業
- 地域組織活動育成事業

対象事業	交付基準の考え方	交付基準額
1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	<p>①グループ型小規模保育事業 児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準</p> <p>②認可外保育施設運営支援事業 安心こども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準</p>	<p>①グループ型小規模保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭的保育者経費：児童1人当たり月額 52,200円 ○家庭的保育支援者経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 保育者6人以上に対し配置する場合:支援者1人当たり年額 4,527,000円 イ 保育者3～5人に対し配置する場合:支援者1人当たり年額 2,263,000円 ○連携保育所又は実施保育所経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本分：1か所当たり年額 800,000円 イ 加算分 保育者1人につき年額 120,000円 ○家庭的保育補助者経費 補助者を配置している家庭的保育者に、児童1人当たり月額25,000円 <hr/> <p>②認可外保育施設運営支援事業 児童1人当たり月額：乳児72,000円、1・2歳児39,000円、3歳児15,000円、4歳以上児12,000円</p>
2. 地方独自の子育て支援推進事業	<p>児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算して交付。</p>	<p>以下の①及び②の合算額を交付（3事業以上実施の場合には加算を行う。）。</p> <p>①定額分：1市町村当たり2,000,000円</p> <p>②児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口（0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。）に応じて、次により算出された額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童人口3千人未満：配分基礎額284,000円×3 イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円×（当該児童人口/1千人） ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円× {10+(当該児童人口－1万人)/1,500人}
3. 次世代育成支援対策推進事業	<p>従来の次世代育成支援対策交付金の交付基準と同様。</p>	<p>実施要綱（評価基準）に基づく基準点数に基づき交付額を算出。</p>
4. 子育て支援環境整備事業	<p>従来の児童育成事業における各事業の交付基準と同様。</p>	<p>①民間児童館活動推進事業 1か所当たり年額 児童館：1,800,000円、児童センター：2,969,000円</p> <p>②児童福祉施設併設型民間児童館事業 1か所当たり年額 9,951,000円</p> <p>③地域子育て環境づくり支援事業 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円</p> <p>④地域組織活動育成事業 1か所当たり年額 189,000円</p>

対象事業	国庫負担割合	実施主体・負担割合
1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業 ①グループ型小規模保育事業 ②認可外保育施設運営支援事業	①の事業及び②の事業のうち既に市町村より補助を受けている施設への支援 1/3	・市町村 1/3 (都道府県 1/3) ・指定都市・中核市 2/3
	②の事業のうち上記以外の事業 1/2	・市町村 1/4 (都道府県 1/4) ・指定都市・中核市 1/2
2. 地方独自の子育て支援推進事業	定額 (1/2 相当) (児童人口配分と定額の併用) ※3事業以上実施する場合は加算を行う。	指定都市、中核市、市町村 1/2
3. 次世代育成支援対策推進事業	定額 (1/2 相当)	指定都市、中核市、市町村 1/2
4. 子育て支援環境整備事業 ①民間児童館活動事業 ②児童福祉施設併設型民間児童館事業 ③地域子育て環境づくり支援事業 ④地域組織活動育成事業	①、②及び④の事業 1/3	・市町村 1/3 (都道府県 1/3) ・指定都市・中核市 2/3
	③の事業 1/3	・都道府県、指定都市、中核市 2/3